

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

### 秋田地方裁判所

日 時 平成24年4月25日（水）午後2時20分～午後4時20分

場 所 秋田地方裁判所大会議室（5階）

出席者 司会者 福 士 利 博（秋田地方裁判所刑事部部総括判事）  
裁判官 新 崎 長 俊（秋田地方裁判所刑事部判事）  
検察官 平 野 大 輔（秋田地方検察庁三席検事）  
弁護士 河 合 基 裕（秋田弁護士会弁護士，刑事問題対策委員会委員）  
裁判員経験者1番 30代男性（以下「1番」と略記）  
裁判員経験者2番 50代男性（以下「2番」と略記）  
裁判員経験者3番 50代男性（以下「3番」と略記）  
裁判員経験者4番 50代男性（以下「4番」と略記）

報道機関（傍聴・取材） 13社

### 【議事要旨】

#### 1 趣旨説明，自己紹介等

##### （司会者）

ただいまから，裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日の司会を務めさせていただきます秋田地方裁判所刑事部の福士と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて，本日の意見交換会を開催する趣旨としましては，大きく二つございます。まず1点目として，裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想を伺い，今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。次に2点目として，これから裁判員裁判に参加される県民の皆様には，直接経験された方々の生の声をお伝えすることにより，不安感や負担感の解消につながる前向きなメッセージになるのではないかとということです。

こうした趣旨のもと，本日は4名の裁判員経験者の方と検察庁，弁護士会及び裁判所からそれぞれ1名ずつをお招きしております。

4名の裁判員経験者の皆様には，審理をより分かりやすいものにするにはどのような工夫が必要か，あるいは，裁判員を経験しての負担等について，率直な御感想，御意見を述べていただければと思います。また，検察官，弁護士，裁判官

の皆様からも、お尋ねになりたいことがあればどうぞ質問してください。

まず、本日の具体的進行としましては、御参加いただいた皆様から自己紹介等を頂戴した後、裁判員経験者の方々から、まず審理についての感想や意見、それから評議・判決についての感想や意見、裁判員を務める上での負担感、これから裁判員になられる方々へのメッセージをお話いただければと考えております。

裁判員経験者の方々からのお話を受けて、最後に法律家の皆様方から御質問と御感想を、また、報道機関の皆様方からの御質問等をいただければと考えております。

それでは、今回出席された方々の御紹介に移ります。本日は裁判員経験者の方々をそれぞれテーブルプレートに記載してありますように番号でお呼びします。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

平野検察官は、2番の方が担当された事件を除く2件の事件を担当されました。自己紹介をお願いします。

#### **(検察官)**

秋田地検の三席検事をしております平野と申します。よろしく申し上げます。ただいま司会者から御紹介ありましたが、今日参加されている裁判員のうち3名の方が関わった事件について私も関わっております。私自身平成22年にこの秋田に来ましたが、以後、本日まで5件の裁判員裁判に関わっておりまして、件数として少ないのですが、いろいろな御意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### **(司会者)**

河合弁護士は、4番の方が担当された事件を除く2件の事件の弁護人を担当されました。自己紹介をお願いします。

#### **(弁護士)**

弁護士の河合でございます。どうぞよろしく申し上げます。私も検察官と同じく4名のうち3名の方の事件に関与しております。裁判員の方から御意見を伺う機会は他にはないわけございまして、弁護人の弁護活動を含めまして裁判員裁判に関する率直な意見を伺えればと思います。本日はよろしく申し上げます。

#### **(司会者)**

新崎裁判官ですが、御参加された裁判員経験者の皆様が担当された3件すべて

の事件を担当されました。自己紹介をお願いします。

**(裁判官)**

裁判官の新崎と申します。私は昨年4月に着任して以来3件の裁判に関与しております。それほど経験があるわけではありませんが、今回、裁判員の経験者から率直な感想などをいただき、今後の審理に反映できればと思います。よろしくをお願いします。

**(司会者)**

次に、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ、自己紹介も兼ねて裁判員裁判に参加された全体的な感想や印象などを簡単にお話していただければと思います。

それでは、1番の方ですが、殺人等の事件を担当されました。公判期日は7回、期間は10日間でした。どうぞよろしくお願いします。

**(1番)**

率直に言って意見や感想はないです。まず2週間という長い期間でありましたので、よほど神経が太くないとできないと思いました。そんなところですよ。

**(司会者)**

ありがとうございます。次に、2番の方ですが、強盗傷人事件を担当されました。公判期日は3回、期間は4日間でした。どうぞよろしくお願いします。

**(2番)**

全般的な感想としてはとにかく緊張したのを覚えています。そして裁判所へ呼び出され、その場で裁判員になりまして、すぐ公判だったんですね。それがとにかくびっくりしました。

**(司会者)**

ありがとうございます。次に3番の方ですが、1番の方と同じ殺人等の事件を担当されました。公判期日は7回、期間は10日間でした。どうぞよろしくお願いします。

**(3番)**

期間が長かったということもありますし、普段、普通に生活している者としてはこういった裁判というのは遠く掛け離れたものでありまして、また、専門用語もたくさん出てきまして、そういったことに最初戸惑った面もありましたが、裁

判官の方々が分かるまで教えてくれて、順調に日程を消化することができたと思います。

**(司会者)**

ありがとうございます。次に4番の方ですが、強盗傷人の事件を担当されましたが、2番の方とは別の事件です。公判期日は5回、期間は5日間ということでした。どうぞよろしくお願いします。

**(4番)**

自分は小さい時から両親に悪いことをすればお巡りさんに捕まって牢屋に入れられると言われて育ってきました。そして3年前に新聞で裁判員制度が始まるということを見て若干興味もあったのですが、実際、裁判員候補者になって通知が来た時は本当にびっくりしました。よく当たったものだなと思いました。その後、呼出状が来て、これまたびっくりして、来たらいきなり公判が始まりまして、自分の場合、強盗傷人事件で5日間だったのですが、裁判所に来てからあつという間の5日間でした。何も専門知識がない自分がよく5日間も務められたと思いました。また、今の方が本当に緊張しています。よろしくお願いします。

**2 審理についての感想・意見**

**(司会者)**

皆さんありがとうございました。それでは、まず、法廷での手続に沿って、御意見や御感想を伺っていきたいと思います。

審理手続の流れとしては、検察官の起訴状朗読に始まり、被告人と弁護人が事件についての陳述をし、それに引き続いて、証拠調べ手続に入ります。その初めに、検察官と弁護人が順次、冒頭陳述を行います。冒頭陳述は、皆様、御経験されたとおり、その裁判において、証拠によって証明しようとする事実やどういう証拠があるかを検察官と弁護人が主張します。その上で、捜査報告書や供述調書を取り調べ、証人尋問、被告人質問へと進みます。そして、検察官の論告、弁護人の弁論、それから被告人の最終陳述と進み、結審されます。この冒頭陳述、二つ目として供述調書などの取調べ、それから証人尋問及び被告人質問、最後に論告、弁論の段階に分けて、お尋ねしていきたいと思います。

まず冒頭陳述についてですが、検察官、被告人双方の冒頭陳述は、いかがでしたでしょうか。分かりやすかった点や、逆に分かりにくかった点、あるいは、そ

それぞれの主張が明確に表れていたか否か、事件の全体像が理解できたか否かという点についてもお聴かせいただきたいと思います。

2番の方は、強盗傷人の自白事件でしたが、検察官、弁護人が事件をどのように見ているのか、どのような証拠によって双方の主張を証明しようとしているのか、そういった点について、分かりやすかったかどうかを含め御発言をお願いします。

**(2番)**

審理の進め方については、事前にタイムスケジュールみたいなものが私たちに配られまして、このような流れだなということで臨みました。冒頭陳述に関しては、私の耳の中には検察官の事件の説明が普通に頭に入って来ました。その後に弁護士がこの事件に関して被告人のいろんな心情とかを述べて、それもまた当たり前のように頭の中にすうっと入ってきました。これは大変だと思いましたね。あの公判の中では、双方の話聞くだけで映画のシーンのようにちゃんと頭の中に入ってきて不思議な感じで聞いていました。

**(司会者)**

分かりやすいものであったと。そして、そのまま受け止める思いがあったということですか。

**(2番)**

そうです。

**(司会者)**

4番の方は、強盗傷人の事件でしたが、被告人が暴行を加える際に凶器を用いたか否かという点に争いがありました。検察官、弁護人それぞれの冒頭陳述を聞いて、争点は何か、双方がどのような主張をしているのかについては分かりやすさという点を含めてお話ししていただければと思います。

**(4番)**

まず、公判前手続が行われているということで、争点のはっきりしているということでした。この事件の場合は、被害者と被告人の言い分が違ってしまっていて、被害者は記憶が薄れているのに一瞬棒のようなもので殴られたという、実は安全靴を履いているのでそれで蹴ったのではないかという点が争点になったのですが、自分たちの話し合いの中で被告人は元サッカーをやっていたとか安全靴とかを考

え話し合いの結果、その時は足で蹴ったのではないかということになりました。

(司会者)

そこは証拠の中身に入りますので、冒頭陳述の中で争点をはっきりしていて、その点は双方から明示され、分かりやすかったということですね。

(4番)

そうです。

(司会者)

中身については追々聴いていきたいと思います。

(4番)

公判前手続が行われていたということで、私たち素人でも裁判にスムーズに入っていたと思っています。

(司会者)

1番と3番の方が参加された殺人等の否認事件ですが、被害者が死亡する原因となった傷が生じた経緯など複数の争点がありました。そして、検察官の冒頭陳述は約30分、弁護人の冒頭陳述は17分ほどでした。長い時間がかかったことから情報量もかなりのものであったと思いますし、分かりやすさ、あるいは争点は何か、各争点についての当事者双方の主張はどのようなものかについて、よく理解できたかという点を含めてお尋ねしたいと思います。まず1番の方が良いでしょうか。

(1番)

冒頭陳述については、渡された文書を見て聞いていましたが、まず覚えやすかったというのがあります。

(司会者)

3番の方はどうでしょうか。

(3番)

細かく調べてあるというか説明してあるというか用語も分かりやすく書いてあって、分かりやすかったと思います。立体的な見方に立って調べてあったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。冒頭陳述に関しまして、検察官や弁護人からその内容

をまとめた冒頭陳述メモ等の書面が配られたことと思いますが、配られた書面の内容はいかがでしたでしょうか。分かりやすかった点とか逆に分かりにくかった点、また、紙の枚数や、内容のボリュームなどを含め、いかがだったでしょうか。これは全員の方にお願ひします。それでは1番の方お願ひします。

(1番)

覚えやすかったです。

(司会者)

書面自体も読みやすく分かりやすかったということでしょうか。

(1番)

はい。

(司会者)

何か分かりにくかったという方はいらっしゃいますでしょうか。例えば、1番の方と3番の方が参加された裁判では、検察官の書面がA3版という大きい用紙1枚であったのに対して、弁護人の書面はA4版という半分の大きさの用紙1枚にごく簡単なメモ程度のものでした。理解のしやすさ、後の証拠調べの際に参考になったのかどうかという点に違いがあったのかという、この辺りについてもお聴かせいただければと思います。3番の方いかがだったでしょうか。

(3番)

記憶をたどって思い出しているところですが、書いてある情報量の多い少ないというよりも、分かりやすく説明している書き方であったということだったと思いますので、分かりやすかったと思っています。

(司会者)

そうしますと検察官の方の冒頭陳述がA3版というある程度大きな紙に書かれていましたが、記載自体も分かりやすさという点では問題が無かったということでしょうか。

(3番)

はい。

(司会者)

冒頭陳述に関してはこの辺りとしまして、続いて供述調書などの取調べにいきたいと思います。捜査報告書や供述調書といった書証の取調べ時間は、1番、3

番の方が参加された事件では合計約90分、2番の方が参加された事件では合計約70分、4番の方が参加された事件では合計約130分でした。内容の分かりやすさのほか、それぞれ取調べ時間が長すぎた、あるいは、もっと詳しくともよかったということはありませんでしょうか。それから、取り調べられている証拠がどのような証拠であって、その証拠は何を立証するための証拠かといった点が十分理解できたかどうかという点についてもお聴かせいただければと思います。

4番の方の事件は証拠調べの時間が一番長かったのですが、おそらく時間が長かったということは書面の分量も多かったと思いますが、いかがだったでしょうか。

#### (4番)

自分にとっては初めての経験ですし、出された書面を見ながら裁判の進み具合を覚えていくのがその時は精一杯でした。そんなに長い感じはしませんでした。出された書面を見ていると流れが分かるようになっていましたので、自分なりに事件の流れが分かりました。

#### (司会者)

次に、書証の取調べの方法としては、供述調書であればその内容を読み上げたり、その他の書証では内容を口頭で告げたり、図面などをディスプレイに映し出すというものであったと思います。このような証拠調べの理解しやすさという点はいかがだったでしょうか。理解しやすかった点や、逆に理解しにくかった点についてお聴かせいただきたいと思います。ディスプレイやIT機器を使った証拠調べもあったと思いますが、分かりやすかったという点ではどうだったでしょうか。

2番の方はどうだったでしょうか。

#### (2番)

証拠調べに関しては、被告人の供述調書を読み上げたり被告人が被害者に弁済した領収書だとか、そういった物を見せてもらったり、分かりやすいといえれば分かりやすいのですが、被告人が認めている訳でその中でいろんな証拠を説明してくれるのですが、長いような短いような印象を受けました。

#### (司会者)

2番の方が参加された事件は自白事件であり、量刑だけが争点となっていたた

めに、情状に関する証人1名と被告人質問で、それ以外はすべて書証の取り調べで行われた事件だったと思われます。証拠調べの内容は、量刑判断のために十分な内容だったでしょうか。

(2番)

そうですね。そのあたりがちょっと分かりづらかったですね。自分としては。

(司会者)

分かりづらかったというのは内容の理解ということでしょうか。

(2番)

内容は本当に普通に頭に入っていきます。自分としては、検察官がおっしゃることはもっともなことだと聞いてました。その中で弁護人が量刑に関してこの罪は、執行猶予が相当だということをおっしゃってましたが、その辺りの葛藤という判断が自分として付けづらかったです。

(司会者)

今の点に関係すると思いますが、被害者の方の供述調書を朗読する形で心情を酌み取る形だったと思いますが、被害者から直接話を聴いてみたかったことはなかったでしょうか。

(2番)

そういうことは特に無かったですね。被害者の方も公判を見ていたようで、その中で被害者の供述調書も読まれていたので、間違いないと思いました。被害者の供述調書が一番大事な証拠になると思っていました。

(司会者)

それは量刑の判断をするに当たってということでしょうか。

(2番)

はい、そうです。

(司会者)

他の方は証拠書類の取調べという点について先ほど申したとおり時間の長短も含め事件の内容によって取り調べた証拠の性質も方法も違ったでしょうから、何か御感想がありましたらお願いします。

(3番)

証拠調べの時ですが、裁判に参加する前は予備知識もなくこういった形で進行

するかも分からず、モニターなんかも無く分厚い書類を時間を掛けて棒読みしているだけじゃないかという先入観もあったのですが、ちゃんとモニターに立体的に映し出しましてそれに付け足しもしていただき、そういった分かりやすいものでした。また、凶器となった刃物も同じ大きさのレプリカを作りまして、こういった凶器だとかこういった角度で突き刺さったのではないかというアクションといえますか、立体的に説明していただきました。非常に感覚的に受け入れやすかったと思っています。

### (司会者)

次に、被告人質問では、皆さん被告人本人の話を法廷でお聴きになり、また、参加された事件によっては、証人尋問で被害者や被告人の家族の証言などもお聴きになったと思います。参加者の皆様が参加された個々の裁判での証人尋問や被告人質問の時間というのは、簡単に述べさせていただきますと1番と3番の方が参加された事件では、8名の証人について約8時間、被告人質問が約5時間で合計約13時間でした。また、4番の方が参加された事件では4名の証人について約2時間50分、被告人質問が約2時間40分で合計約5時間30分でした。そして2番の方が参加された事件は先ほども申し上げたとおり、自白事件であり、情状証人について約40分、被告人質問は約70分で、合計約1時間50分の審理の内容だったと思います。今申しましたとおり、尋問時間や証人の数などに違いはありますが、御協力いただいたアンケートの結果を見ますと、これは皆さんのアンケートという趣旨ではございませんが、いずれの事件についても証人や被告人が法廷で話す内容が分かりにくかったとお答えになった裁判員の方もいらっしゃいました。法廷でお聴きになった証人尋問や被告人質問は理解しやすかったでしょうか。理解しやすかった点や、逆に理解しにくかった点などについてお聴かせいただきたいと思います。例えば検察官や弁護人の質問の意図が分からないといったことはなかったでしょうか。皆さんいかがだったでしょうか。

1番、3番の方が参加された事件は、尋問が4日間にわたりましたし、4番の方が参加された事件は2日間にわたりました。証人の数が多い事件を担当された感想や尋問時間が長かったことによる理解のしやすさという点などについてお聴かせいただければと思います。そういった点でいかがだったでしょうか。1番の方、どうだったでしょうか。

(1 番)

解剖の時の先生の証人尋問はかなり分かりやすかったのですが、警察官の証人尋問の時はちょっと突っ込んでいればと思いましたが。もうちょっと長くてもよいと思いましたが。

(司会者)

解剖の先生というのは、専門的な立場からの証人としてのお話だったと思いますが、専門的な内容だったけれども内容自体分かりやすかったということでしょうか。

(1 番)

かなり分かりやすくやってもらいました。

(司会者)

警察官の証人尋問はもう少し突っ込んだところを聞いてもらいたかったというところと、全体的にもうちょっと長くてもよかったと思ったということでしょうか。

(1 番)

そうです。

(司会者)

事件自体は重大事件で、多くの証人の尋問を聞いたり長い尋問を聞いたりすることはさほど苦にならなかったということでしょうか。

(1 番)

はい。

(司会者)

3 番の方はいかがだったでしょうか。

(3 番)

同じ事件ですが、解剖の先生の証言は非常に分かりやすく勉強になったと思います。心理学的にその時の心理がどのようなであったという点になると専門的過ぎてちょっとそれについては距離感を感じてよく飲み込めなかったという感じでした。

(司会者)

専門家の証人尋問では、分かりやすい部分と分かりにくい部分があったという

ことでしょうか。分かりにくさという原因は専門用語が多いという言葉の問題が中心ということでしょうか。

**(3番)**

はい。

**(司会者)**

例えば、4番の方が参加された事件では、犯行状況について、被害者と被告人から言い分の違う話をお聴きになって最終的にはどちらの話が信用できるのかについて判断をされたわけですが、直接お話を聞いたことによって判断がしやすかったとか、あるいは逆に判断がしにくかったということがありましたら、その点を含めお話し願いたいと思います。

**(4番)**

公判の中で被害者が意識もうろうとした点ですね。証拠品の中に安全靴が出てきまして、安全靴と被告人がサッカーをやっていた点で被告人が安全靴で蹴ったのではないかということをお話し合いました。それで証人のことですが、被告人がアパートにいまして、大家さんが証人として証言したのですが、合い鍵で中に入ったということで、被告人が布団をかぶっていたということでしたが、それが生きているか死んでいるか分からないし、被告人かどうかも分からない。布団をかぶっている物体があるということで大家さんがそのまま部屋を出たということで、何のために証人として来たのかははっきり分からないことがあって、その時おかしかったです。

**(司会者)**

前の部分の発言は、証拠物と取り調べられた結果の状況と一致する点があったのでその点で判断しやすいものであって、後の点の大家さんのところは、はっきり言って内容はよく分からないという消化不良という尋問だったということだったのででしょうか。

**(4番)**

そうですね。部屋の中にいたものかいなかったものかさえははっきり確認できなかったものからです。

**(司会者)**

それぞれ御担当された事件の中で供述調書と証人尋問という異なる取調べ方法

があったと思います。生の話を聞くか、話を書面にしたものを読み上げる違いがありますが、そういった証拠調べの違いといったものが、分かりやすさや証拠によって証明しようとする事実というか状況と言ってもよいかもしれませんが、そういった状況が生々しく伝わってきた度合いというか、そういった点について違った印象とか感想を持ったとか、更には記憶への残り方、定着の度合いなどについて違いがありましたでしょうか。違いがあったとすれば、どのような理由によるものか、その点いかがでしょうか。2番の方いかがでしょうか。

**(2番)**

その辺りは曖昧ですが、供述書と自分が照らし合わせたか記憶があまりないのですが、さっきの方と同じで特に検察官が被告人に対し質問したのですが、すごいことを聞くなという印象を受けましたね。そのくらいですね。私の担当した裁判は量刑をどうしようという感じだったので、スタート時点で私の中ではそういうことしか考えていませんでした。

**(司会者)**

検察官がすごいことを聞く点について、すごいことというのはもう少し具体的にどのようなことでしょうか。

**(2番)**

被告人が家を飛び出すのですが、家族のお金を黙って持ち出している点を知っているところは、自分も同じ気持ちだったので本当にそうだなと思いました。

**(司会者)**

自分の知りたいこと、聞きたいことをきちんと検察官が聞いてくれたということでしょうか。

**(2番)**

それもありますが、矛盾を突いてくる質問がすごいなと思いました。

**(司会者)**

続いて証拠調べでは最後になりますが、論告・弁論について、法廷での論告・弁論の内容や、その際に配られる検察官の論告メモ、弁護人の弁論要旨の内容は分かりやすかったでしょうか。分かりやすかった点や逆に分かりにくかった点、検察官、弁護人の主張も明確であったか、証拠調べの結果を踏まえたものであったかといった点についてもお聴かせいただければと思います。この点について、

また1番からになってしまいますが、特に1番、3番の方が参加された事件は複数の争点があって、事案の内容も重いものであったと思われませんが、その関係もあって論告は所要時間が約65分、配布されたメモはA3の用紙2枚、弁論は所要時間が約40分、配布されたメモはA3の用紙1枚半というもので、情報量もかなりのものであったと思います。それぞれ過不足なく分かりやすいものとなっていたかどうかこの点について、また、評議の役に立ったか否かという点はいかがだったでしょうか。1番の方はいかがでしょうか。

(1番)

論告メモの方は読みやすかったのですが、最後まで分かりませんでした。色々考えていて、最後の評議の時に何を話したらよいのかそんなことしか考えていませんでした。

(司会者)

その事件では論告メモは図表という形になったものが2枚あったのですが、それは読みやすかったということで、その他に口頭もあったと思うのですが。

(1番)

口頭はほとんど頭に無かったです。

(司会者)

それは、今思うとどういった事情だったのでしょうか。

(1番)

これから評議が始まるという思いだけです。

(司会者)

評議を迎える緊張感から耳にあまり残らなかったということですか。

(1番)

1週間ずっと行われた後の次の週のことで、どっと疲れていて黙って聞いていました。

(司会者)

同じく3番の方はどうだったでしょうか。

(3番)

証拠調べの部類に入るかもしれませんが、検察官が被告人を取調べした後に公判が始まるまで、ある程度の期間が経過してあって、取調べがどうであったかと

いう被告人の記憶が曖昧になっている点が多々見受けられ、DVDで映像化して撮ってあったので非常に有効であり、また取調べの透明度が上がり可視化という方向で気配りがある取組と思いました。この度、この裁判をやる前に関西の方で高圧的・脅迫的な取調べがあったとか話題になっていたのですが、どこでも高圧的に行うのかと一般的に先入観があったのですが、そういうことではなく理路整然と調べたものがベースとなった論告になっていまして、非常に説得力ある内容であったと思っています。

(司会者)

その事件では、被告人質問の段階で取調べ状況についての新たな論点が出来てきて、取調べ状況のDVDを証拠採用した経緯があり、そのDVDを見た結果、非常に判断しやすかった、取調べ状況がよく分かったということで、取調べの方法や状況がきちんとしていたことが検察官の論告に反映され、分かりやすいものであったというようにまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(3番)

はい。

(司会者)

他の方もそれぞれ見聞きした論告、弁論について、論告や弁論メモとか口頭での論告弁論について、分かりやすさとか分かりにくいというところで御意見御感想はお持ちになっていませんか。

(4番)

4日間の公判の中で見たり聞いたりしたなかで、良く分かりました。

(司会者)

今の話は審理の冒頭から論告弁論まで分かりやすかったということでしょうか。

(4番)

はい。

(司会者)

証拠調べについてはここまでにしたいと思います。

### 3 評議・判決についての感想・意見

(司会者)

それでは、評議や判決について伺います。まず、評議では、御自身の意見を十

分にお話できたでしょうか。また、裁判官から法律用語や法律解釈についての説明があったと思いますが、評議を進めるに当たって裁判官からの説明が分かりやすかったかどうかについても併せて伺いたいと思います。いかがでしょうか。単刀直入にお聞かせいただきたいのですか、担当裁判官の説明などは分かりやすかったでしょうか。分かりにくかったでしょうか。

**(1 番)**

分からないところは教えてもらいました。

**(2 番)**

同じです。親切でした。

**(3 番)**

分かるまでちゃんと解説してもらいました。よく分かりました。

**(4 番)**

同じく分かりやすかったです。

**(司会者)**

併せて評議での話しやすさ話しにくさという点ではどうだったでしょうか。また1番の方からお願いします。

**(1 番)**

顔慣れしてきて最後は話しやすくなりました。

**(司会者)**

1番の方は審理の期間が10日間ということで長い期間接してきたことから裁判体として親しみを持って話しやすくなったということでしょうか。2番の方はどうでしょうか。

**(2 番)**

話しやすさの雰囲気は、ぎくしゃくは多少あったと思います。私もそうですし、皆さん、何から話してよいのか分からなかったです。

**(司会者)**

その点は、裁判官の方が導入したかと思いますが。それでもなかなか話しにくかったということでしょうか。雰囲気がそうであったのか、話すこと自体が難しいことであったのでしょうか。

**(2 番)**

雰囲気だと思います。

(司会者)

3番の方はいかがでしょうか。

(3番)

2日間くらいは公判の資料を見ていましたが、期間が長かったこともあって皆さん打ち解けてきて、疑問に思っていることを全て出し合って評議ができたと思います。

(司会者)

4番の方が参加された事件では、評議は論告弁論が終わった4日目の午前11時過ぎから翌日の午後3時の判決の宣告までの間に行われました。限られた中で評議を行ったわけですが、時間的に十分な評議を行うことができましたでしょうか。

(4番)

毎日が緊張の連続でした。裁判長を始め裁判官が8名の裁判員等に話をやさしくしてくれたり、自分たちの緊張を解きほぐす感じで話しやすい雰囲気に持っていつてくれて、評議の雰囲気としては最高だったと思います。自分も思っていることを言いましたし、他の方もそうだったと思います。

(司会者)

他の方も含めて最終的に判断をするわけですが、判断する上で十分評議を尽くすことができたのか、皆さん時間不足ということは無かったでしょうか。

(2番)

私は無かったです。

(司会者)

1番や3番、4番の方はどうだったでしょうか。

(1番, 3番, 4番)

(うなずく)

(司会者)

次に裁判官がまとめた判決の内容は、評議の結果が十分反映されたものになっていたでしょうか。皆さんいかがだったでしょうか。

(2番)

量刑の判断はやはり難しいと思いました。裁判官の方々が誘導した訳ではないんですけども、なんか「あれ、誘導されそう」みたいな時がちょっとあったのを覚えています。被告人は、最初から罪を認め、反省も十分していて、しかも初犯で、被害者がケガをしても金銭的な被害はありませんでしたが、結果は実刑でした。このような自分がこんな判断をしてよかったのかと後から考えさせられました。

**(3番)**

十分審理し尽くしたと思います。結果も総意による判断で良かったと思っています。

**(司会者)**

評議の結果が判決に反映したということでしょうか。4番の方はどうでしょうか。

**(4番)**

量刑を決める時に、全く素人の自分が被告人の人生を決めることに悩みました。みんなで話し合いましたし、その刑も何年から何年までとありましたし、私も迷いましたけど刑を決めました。

**(司会者)**

今までの御発言と重複するところもあると思いますが、判決は裁判の結論であり、審理・評議の集大成ということができるとは思います。判決の宣告に立ち会うという機会を経ての御感想があればお聴かせください。1番の方はよろしかったでしょうか。

**(1番)**

結構です。

**(2番～4番)**

特にありません。

**4 裁判員を務める上での負担感など**

**(司会者)**

次に、裁判員の選任手続のために裁判員候補者として裁判所にお越しいただくに当たって、あるいは、裁判員として実際の裁判に参加されて、御負担を感じられた点があったのか無かったのかという点についてお話いただきたいと思います。

選任手続の進め方や裁判の日程の組み方、審理の進め方などについてもいろいろな受け止め方があるかと思います。今後参加される県民の皆様の負担を軽くするためにもっと工夫の余地があると感じられた点はあったでしょうか。例えば、お仕事の都合をつける関係や心の準備をするため、選任期日は公判とは別の日にしてもらいたいとか、お仕事からずっと離れていることができないなどといったこともあろうかと思いますが、そういった方には中1日は空けてもらいたいなどの意見もあろうかと思いますが、皆様いかがでしょうか。また1番と3番の方に話をふってしまいますが、参加された事件は、大きく報道された事件でありましたし、裁判員の皆様には週末を挟んで2週間にわたり、実質10日間裁判所にお越しいただきました。いろいろと御苦勞された点があったと思いますが、いかがでしょうか。

**(1番)**

かなり苦勞しました。仕事で休みを取れないと言われ有給休暇でした。公休とか決めてもらえれば良いのですが、そういった点です。

**(司会者)**

裁判所の審理とは別に、職場との関係で参加しやすい制度を整備してもらいたいということでしょうか。

**(1番)**

それと泊まれると思っていたのですが、泊まれば前払いで払ってくれと言われ、これだと持たないなと思い、それで通いました。

**(司会者)**

裁判所の日程の組み方についてはどうだったでしょうか。

**(1番)**

それは仕方ないと思っています。諦めています。

**(3番)**

選任手続が午前中で、午後から即公判というのはさすがにしんどいなと思いました。できれば翌日からの方向に持って行っていただければと思います。午後会社に行ってこういうことになりましたので仕事をどうするかということについてスケジュールについて相当遅くまで協議した経緯もございました。それと選任手続を公開してもらいたいと思いました。どのように選ばれるのか最初分からな

かったし、特別なポイントがあって選ばれているのか分かりませんでした。それと守秘義務についてですが、ある程度の線引きをしていただきたいと思いました。

**(司会者)**

今、守秘義務の話が出ました。皆さん、裁判の期間中、家庭での過ごし方、精神的な面を含めた健康管理などでお気遣いされたこともあろうかと思います。この点は、守秘義務との関係で家庭や職場で周りの人にどこまで裁判の話をしていいのか、迷われた方がいらっしゃるのではないかと思います。守秘義務の点についても率直なお考えをお聴かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**(2番)**

裁判所の日程に関しては、私の場合、比較的短かったので仕事の関係でも別に関係なく比較的楽でした。ただ、呼び出されて裁判員に選任され、即公判というのが分からなかったのも、それにはびっくりしました。守秘義務に関しては、逆に何を話していけないのか分からず、今もそうですが、これ全部言ってもいいのかなと思うこともありました。

**(司会者)**

裁判官から法廷であったこと公開の場で行われたこと、それから感想や印象はいいけど、評議の場の内容についてはお話しにならないよという説明があったかと思います。

**(2番)**

確かにありました。

**(司会者)**

説明はあったけれど、やはり分かりにくかったということになりますか。

**(2番)**

そうですね。常識的に考えて、裁判は公開されていて、それは自分の判断でということではありますが、話した時に話の流れでなんか余計なことを話してしまうというその辺りのことです。

**(司会者)**

裁判所の日程の組み方、更には守秘義務に関して、4番の方の御意見をお聴かせ願えればと思います。

**(4番)**

まず呼出しされてここに来た訳ですが、ここに来て選任がくじ引きで公開ではなく、いきなり何番、何番と決められ、直ぐ公判に入って、自分たちは法律のプロではないので、ある程度勉強する期間というか予備知識を得る期間を少し設けて欲しいと思いました。そうすれば審理にスムーズに入っていけるし、でないとも最初の一、二日目はお客さんみたいに裁判を傍聴している感じで過ごしていました。それで四、五日目になってようやく慣れて分かりかけてきたら判決でした。今思えばもっと聞きたいこともありました。もう終わってしまったことですが、これからなる方もあるかと思うので勉強する機会を設けてもらいたいと思います。

(司会者)

勉強の期間というのは、心の準備というよりも裁判を納得できるような気持ちになるためという趣旨でしょうか。

(4番)

そうです。

(司会者)

守秘義務については、今後、裁判員裁判を実施していく上で、裁判員裁判に参加中又は終了後の守秘義務の必要性や在り方について、今までお話になられた以外に何か感じられたことはありませんでしょうか。2番の方は守秘義務について分かっているけれどもどこまで話して良いのか、話の流れで話してしまう心配があるということでしたが、他の方はいかがでしょうか。その点はよろしいでしょうか。

(全員)

(うなづく)

## 5 これから裁判員になれる方へのメッセージ

(司会者)

最後になりますが、裁判員裁判を経験された皆様からお一人ずつこれから裁判員となられる方へのメッセージがあればお伝えいただければと思います。

(1番)

お金の無い方は辞退してください。泊まられない人は本当に大変です。

(2番)

裁判員制度が始まって3年ちょっとですが、県民というか私自身も始まったこ

とを忘れてしまった感じでした。それで、裁判員に選ばれて裁判に参加させていただき、本当に人生感が変わった感じがして、今は日々の生活に役立っている感じと信じています。なので、もっといろんな人が参加しやすい制度になれば良いと思いますし、選ばれたら別に難しいこともないので積極的に参加してもらいたいと思います。

### (3番)

この度、私自身裁判員を最近経験したことにより、その後全国各地で起きている裁判員裁判の報道を興味深く見聞きするようになりました。その結果、家庭の中でも職場の中でも裁判の話題が今までより多くなってきたと思います。こういったことが市民の中に根付いてくれば非常に意義のあることだと思いますので、今後、選ばれた方は是非参加してもらいたいと思います。

### (4番)

今回、裁判員になって人生で本当に良い経験をしました。これからの人は積極的に参加してもらいたいと思います。

## 6 法律家からの感想

### (司会者)

続いて法律家の皆様からは、裁判員経験者の方々のお話をお聞きしての感想をお願いします。

### (検察官)

検事の平野です。質問として、先ほどの証拠調べのところの確認をさせていただきたいと思います。解剖医の証人尋問については好意的な発言があったところですが、この事件では御遺体の写真が結構な枚数があって見てもらったわけですが、その点について改善すべき点等がありましたでしょうか。

### (1番)

その点は何ともなかったです。

### (3番)

やはり刺激的な写真がありまして女性の方は本当に辛いところもあったと思います。しかし、そういった事実があったということを直視するためには必要な証拠物件として必要な情報としてこれは見るべきだと思います。

### (検察官)

これも冒頭でお聞きしていますが、検察官にしろ弁護人にしろ色々な資料を配布させていただいて裁判を進めて来ましたが、実際、我々が口頭で陳述する際に冒頭メモを見ていただくのが一つの目的ですが、もう一つとして評議の際に使っていただければと思ったのですが、評議の場での活用状況はいかがだったでしょうか。

**(司会者)**

評議の場で当事者から提出された書面を活用したかという趣旨でよろしいでしょうか。皆さんどうでしょうか。

**(2番)**

私はとても参考になりましたし、評議の場でも大変参考になりました。特に検察官の資料は色分けしてあって、大きく書いてあったし、それに照らし合わせて裁判ではゆっくり話してもらい、とても分かりやすいものでした。

**(4番)**

公判の中で見たり聞いたりしたもので、十分活用できました。何度も読み直しましたし、参考になりました。

**(司会者)**

1番の方はどうですか。

**(1番)**

参考になりました。証拠調べの流れが分からない時にそれを見てこういうふうになっているということで確認できました。

**(司会者)**

記憶の喚起とか証拠がどの部分になっているのか照らし合わせることができ理解することができたということでしょうか。

**(1番)**

そうです。

**(司会者)**

3番の方はどうですか。

**(3番)**

大変役立ちました。進行状況に応じてポイントを選んでというか強調してあって何がポイントか分かりやすかったものでした。評議の場でも大変参考になった

と思います。

**(弁護士)**

2番の方にお聞きしたいのですが、父親には証人として出てきていただきましたが、おじさんについては調書の朗読という形を採りました。印象に違いはありましたでしょうか。

**(2番)**

特に違いはなかったと記憶しています。ただ、お父様の話が聞きづらく、話している中でおじさんの調書を見ていたような感じで分かりにくかったという感じですか。

**(裁判官)**

1番と3番の方にお聞きしたいのですが、裁判所の日程の関係ですが、5日間連続で行うことや、3週間や4週間に分けて行うことも考えましたがお仕事の都合もあると思いますのでどちらが良いと思いますか。

**(1番)**

選任されて午後から行われたのですが、前の日から続けて行われれば良いのですが、選ばれて直ぐ午後から行われて、それでもめてしまいました。

**(裁判官)**

そうすると選任手続自体を別の日にした方が会社側との関係では説明しやすいということでしょうか。1番と3番の事件では、午前を選任手続を行い午後から公判手続を、2番と4番の事件では、事件は別ですが、午後を選任手続を行い3時から公判をとという形でしたが、これは会社勤めの方にはきつかったということでしょうか。2番と4番の方はどうでしょうか。

**(2番)**

私は裁判員に選ばれてすぐ公判になったことがびっくりしただけで、日程に関しては、何ら負担はありませんでした。期間も短く呼出状もかなり前に来ていたので特にはないです。

**(4番)**

呼出状が来てから期間がありましたので、職場に了解を取っていました。そのときは、当たるか当たらないか来たわけですが、当たって5日間の公判ということで帰ってから1週間の休みの調整をしてもらいましたけど、二、三週間と長く

なれば普通の会社では理解があってもまず無理だと思うんですよね。会社では裁判員裁判が始まるということがテレビでやっていたので、理解のある職場で1週間務めることができました。

## 7 報道機関からの質問

(司会者)

それでは記者の皆さんから、何か質問などありましたらお願いします。

(幹事社記者(秋田さきがけ新報))

検察による証拠の改ざん事件が記憶に新しいことと思いますが、それを踏まえて3番の方が取調べ段階の可視化というお話も若干されてましたが、提出された証拠の信頼性についてどういう印象を持たれたのか全員にお伺いしたいと思います。

(司会者)

今の質問は一般論としての証拠の信頼性についてお聴きになりたいのか、実際に審理した事件の証拠に関してどのような印象を持ったのかということのどちらの質問ということになりますでしょうか。

(幹事社記者(秋田さきがけ新報))

担当した個別の事件ということでお伺いします。

(1番)

まず、供述調書をほとんど読んでいないですから、犯罪の行為なのでそこは関係ないと思っています。

(司会者)

客観的な証拠などで行為を認定したので具体的な調書についてはあまり関心を持たなかったということでしょうか。

(1番)

はい。

(司会者)

1番と3番の事件は、証人尋問などで審理が進められた部分が多く、証人や被告人質問が多かったということもあったと思いますが、法廷での証言などについてはどうだったでしょうか。

(1番)

難しかったです。

(司会者)

2番の方はどうだったでしょうか。

(2番)

証拠の信頼性に関しては、私は新聞社の仕事をしているわけでもありませんし、普通の一般の市民ですから、最初から信頼しています。まして裁判所ですから疑う余地は全くなかったです。

(司会者)

2番の方の事件は最初から認めている事件だったからということでしょうか。

(2番)

はい。

(3番)

物的証拠に問題があるとは思いませんでした。ただ、被告人の証言については、ころころ内容が変わるところがあったので、どれが本当か、いまだにはっきりしない気持ちです。

(4番)

自分が担当した事件の公判で証拠として掲げられた被告人が着ている服や安全靴についてですが、パチンコ店のビデオに服を着て安全靴を履いて遊技しているのがはっきり映っているのがありました。みんなで証拠として採用できるとしました。

(司会者)

いまのは裏付ける証拠があったので判断しやすかったということでしょうか。

(4番)

はい、そうです。

(幹事社記者(秋田さきがけ新報))

もう1点ですが、皆さんは裁判が終わった後も振り返ったりとかしていると思いますが、心のケアとか経験者同士の何らかの場を設けて欲しいとか、そういった御意見はありますでしょうか。

(1番)

私は大丈夫ですが、終わってからパンフレットをもらいまして、それにケアセ

ンターへ行くようなことがありましたが、自分は大丈夫でした。

**(2番)**

終わってから自分の気持ちの部分で負担になる部分は全く無く、あと、これから何年先までこういう裁判員裁判が続いて裁判員が増えたらそういう団体といったら変ですが、そういったものがあつたら良いなと思います。

**(司会者)**

後半の部分は、交流の場というものがあれば良いなということでしょうか。

**(3番)**

殺人事件というかなり生々しい事件であつたために、証拠品もかなり刺激的であるということで、特に女性の方は心が壊れる危険性もあると思いますし、正直自分自身も、朝から晩まで槍のような角度でこのような角度で刺したとかということを一月中やってまして、夜寝てからもそのシーンというか被告人の槍を持って突進してくるそういう夢を見るような、やはり神経が壊れてきてるようなこともあつた時があつたので、やはり審理の期間を3週間とか余裕を持てるような間を空ける配慮が必要だと思いました。

**(司会者)**

裁判員裁判が終わってからは大丈夫でしたか。

**(3番)**

時間が掛かりましたけど大丈夫でした。

**(司会者)**

落ち着きを取り戻せるまでどのくらいの時間が掛かったでしょうか。

**(3番)**

やはり1か月くらい神経が高ぶつた状態でした。仕事が忙しいことで解消できましたが。

**(司会者)**

4番の方はいかがでしょうか。

**(4番)**

私の事件は強盗傷人事件でしたので、生活や体調に変化はありませんでした。ただ、2番の方のように裁判員経験者の交流の場があれば私も参加したいと思います。

**(司会者)**

裁判員経験者の場というのは、一般的な事件を跨いだ交流の場というものと同じ事件を担当した経験者同士の交流の場という二つの意味があると思いますが、同じ事件を担当した裁判員同士で連絡を取り合ったという方がおられましたら挙手をお願いします。

**(1 番から 4 番)**

挙手なし。

**(司会者)**

守秘義務との関係では、同じ事件を担当した裁判員の皆様同士であればできるという、そのような必要性を感じたことはありませんでしょうか。

**(1 番)**

かなりあります。

**(2 番)**

そうですね。そういった機会があればと思います。

**(3 番)**

そういったケアが必要だと思います。

**(4 番)**

私の場合は必要ありませんでしたが、必要な方も出てくるかと思います。

**(司会者)**

質問に対しては以上のような回答でよろしいでしょうか。

**(幹事社記者 (秋田さきがけ新報) )**

はい。最後に 1 点だけ。法曹関係者にお伺いしたいのですが、マスコミの側としては、守秘義務に非常に興味があるところでして、これについては賛否両方あると思いますが、守秘義務の線引きのあたりを検察官、弁護士、裁判官にちょっとお聴きしたかったのですが、よろしいでしょうか。

**(司会者)**

それは個人の意見に留まらない部分もあるので、ちょっとお答えしにくいところだと思います。

**(幹事社記者 (秋田さきがけ新報) )**

分かりました。とりあえず記者クラブとしての質問は以上です。

**(司会者)**

各記者からの質問がお有りでしょうか。

**(報道記者 (読売新聞))**

今日はお疲れ様でした。4番の方がおっしゃっていたかと思いますが、被告人のアパートの大家さんの話のところで何のために証人として来ているか意図が分からなかったというお話をされていたかと思いますが、内容はそれでよろしかったでしょうか。

**(4番)**

はい、そうです。部屋の中に入って確認できなかったのであれば何のために入ったのかなと思いました。

**(報道記者 (読売新聞))**

他の3人の方にもお聴きしたいのですが、証人であるとか被告人質問では、検察とか弁護士はそれぞれ意図を持って質問されている訳ですが、我々記者は別に法律家でもありませんが年間何件もそれなりの件数を見ている中で意図することがいまいち分からない質問とかあったりして、我々記者同士でもあの質問の意図は何だったのかという疑問が浮かんでくることがあるのですが、質問に疑問を持った時に裁判官の方にお聞きしたりされたのでしょうか。あの質問の意図は何だったのでしょうかという。

**(司会者)**

今の御質問は、それぞれ担当された事件の中で証人尋問なり被告人質問があったかどうか、あったとしてその質問の中で意図が分からない質問があったかどうか、あった場合にそれをどういう風に解消したか、その中のひとつとして裁判官に聞いたかということでしょうか。

**(報道記者 (読売新聞))**

はい、どなたかに相談されないと分からないと思います。

**(司会者)**

質問の趣旨はそのようなことなので1番の方はどうだったのでしょうか。

**(1番)**

あれば聞いていたと思います。折を見て聞いています。

**(2番)**

そういう質問も多分あったかと思いますが、私としてはあまり質問の意味が分からないということはありませんでした。評議室の中であの質問の意図はこうだよというみたいなことは裁判官の方々が説明してくれたと思っています。

**(3番)**

あまり無かったと思っています。その質問がこの件について必要なのかというふうに疑問に思ったことは何度かありましたけど、質問の流れ的にそうなったという解釈をしていました。全体的に思いっきりピンぼけの質問は無かったと思っています。

**(司会者)**

4番の方は先ほどお話されたとおりですが、裁判官に聞いたということで答えた内容は別にしてですが、その辺りはどうだったでしょうか。

**(4番)**

控室に帰ってから話の中で動いていたから被告人が居ただろうということで話をしました。

**(司会者)**

他に記者の方から何かありませんか。折角の機会ですからどうぞ。

**(報道記者(朝日新聞))**

今日はどうもお疲れ様でした。1点お伺いしたいのですが、裁判員裁判を経験なさるといわゆる身近に起こる犯罪だとかそういったことに非常に敏感になるといふか気になるようになると思いますが、町の安全安心とか事件に対する捉え方が変わったことがあったかどうか、全員の方にお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**(1番)**

難しいですね。

**(司会者)**

かみ砕いて言えば、例えばテレビや新聞の報道とか見て何か捉え方が変わったかどうか、更にそういった事件が起こっていることを踏まえて社会の見方が変わったかどうかということです。

**(1番)**

変わってません。そのまま生活しているので何ともありません。

(2番)

そうですね。あまり変わらないですね。

(3番)

極端に変わらないですが、他で起きた事件への関心が高くなって表面的にそんな事件が起きたというそういったことを家庭でも話すようになって、妻もよその方で子供の虐待などがあると、より一層怒るようになりました。

(4番)

私は、防犯関係をやっており新聞を良く見っていますが、他県での裁判員裁判という文字があると今まで以上に注意して見るようになりました。

(司会者)

御質問についてはよろしいでしょうか。他にありませんでしょうか。

(報道記者(秋田放送))

1番の方がお金の無い方は裁判員を辞退した方がよいとおっしゃってましたが、皆さん日当に関しては妥当なのか、あるいは宿泊費など金銭的な要望がありましたらお願いします。

(司会者)

痛いところをついてきますね。正直に言ってもらって結構です。

(1番)

正直言ってきついです。5日間泊まるとした時に前払いしてくれと言われていて、だいたい泊まるところが7,500円で高いところです。日当はそのとおりでないかなと思います。

(司会者)

今のは宿泊費を出してくれということでしょうか。宿泊して裁判に臨みたかったということでしょうね。

(1番)

宿泊費を出すより通った方がガソリン代の方が安かったので頑張ったのですが、疲れしました。

(2番)

日当は高いか安いかわからないです。日当旅費が振り込まれたのは葉書が来て知ったのですが、「こんなに」という感じでした。ただ、1番の方がおっしゃっ

たように宿泊するような場合も個人が立て替えるのではない、そういうシステムを考えてもらい、いろんな人が参加できるようにしてもらいたいと思います。

**(3番)**

日当については分かりません。仕事をしていた方がずっと良いという人もおりますし、この件に関しては分からないというのが本音です。

**(4番)**

欲を言えばきりがありません。日当は自分では妥当と思っています。

**(司会者)**

最後の質問とさせていただきますが、ありませんでしょうか。

**(報道記者 (NHK))**

今日はありがとうございました。裁判員裁判は今年の5月で4年目を迎え見直しの時期にあります。先ほど呼出状が送られてきて選任まで直ぐ裁判に出て大変だったという、それ以外にもこういうところを改善してもらいたいところや、検察官や弁護人には、こうすれば分かりやすいとか改善すべき点がありましたらお知らせ願いたいと思います。

**(司会者)**

制度そのものでも良いですし、これまで話題にならなかった点も含めての趣旨ということでよろしいでしょうか。

**(報道記者 (NHK))**

はい。

**(司会者)**

それでは1番の方どうでしょうか。

**(1番)**

無いです。

**(2番)**

呼出しに関しては今年裁判員に選ばれる可能性があるという通知が1年くらい前に来ますが、その時点で自分の気持ちの中でこんなことは絶対無いというのがあって、そのときに裁判員に選ばれるという気持ちになっていれば心の準備ができていたのですが、そのとき裁判所からDVDやらパンフレットなど色々送られて来てますが、それは未だに見ていません。それが自分の反省点です。その辺り

を変えていけばみんなやるようになるのではと思います。

**(3番)**

2番の方の言ったとおりです。事前に誰でも裁判員になるという啓蒙活動をしていると思いますが、もうちょっとアピールしてもらいたいと思います。

**(司会者)**

今の趣旨は、一般的に国民なり県民が裁判員になりますよという啓蒙活動というお話と、2番の方がおっしゃった裁判員候補者名簿登載の通知段階での啓蒙活動の双方という趣旨だと思われます。では4番の方お願いします。

**(4番)**

他の経験者の方もお話されていますが、選任されてから公判が始まるまでの時間がもう少し欲しいなと思いました。

**(司会者)**

御質問については今のとおりですが、それでは予定された時間も来ましたので、この辺りで裁判員裁判経験者の意見交換を終了させていただきます。参加者の皆様には意見交換会の進行に御協力をいただきありがとうございました。また裁判員裁判の経験者の皆様、法曹三者の皆様には大変お疲れ様でした。